

平成 30 年度 犬の登録と狂犬病予防注射日程表		
月 日	場 所	時 間
4月9日(月)	板戸区集会所	9:30~9:50
	原田区駐車場	10:10~10:40
	外浦区集会所	11:00~11:20
	柿崎公民館	13:00~13:30
4月10日(火)	須崎漁協	13:50~14:20
	蓮台寺公会堂	9:30~10:00
	河内公会堂	10:15~10:45
	稲生沢公民館	11:00~11:30
	本郷公民館	13:00~13:30
	中公民館	13:40~14:00
4月11日(水)	賀茂保健所	14:15~14:45
	田牛バス停横	9:30~9:45
	朝日公民館	10:00~10:40
	大賀茂公会堂	11:00~11:40
4月12日(木)	市民文化会館駐車場	13:30~15:00
	落合1号橋畔(カブト)	9:30~9:45
	須原区民会館	10:00~10:20
	基幹集落センター	10:35~11:10
	北湯ケ野集会所	11:30~11:50
	横川・千代田屋前	13:40~14:00
	加増野バス停横	14:15~14:30

生後91日以上の犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が狂犬病予防法で義務づけられています。市では、次の日程で登録と注射を行います。法律で定められている犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着用してご来場ください。

・犬の登録が済んでいる場合
予防注射のみを行います。
持ち物 愛犬手帳と案内葉書
注射料金 3,400円

・犬の登録をしていない場合
会場に登録の手続きをし、予防注射を受けてください。
登録料金 3,000円
注射料金 3,400円

犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく

問合せ先 環境対策課環境係 ☎22213

集合注射での注意事項

- ・お住まいの地区に関係なく、どの会場でも受けられます。
- ・犬を制御できる方が会場に連れてきてください。
- ・逃走等を防ぐため、首輪やリードをしてください。
- ・フンの後始末をしてください。
- ・会場で注射が困難な犬(嘔み癖等)や、期間中に行けない場合は、動物病院などで予防接種してください。
- ・動物病院で受ける場合
案内葉書を持参の上、予防注射を受けてください。
- ・市内の動物病院(下田動物病院・宮川動物病院)と、近隣の獣医師会加入病院(南伊豆動物病院)では、予防注射を受けた場合「狂犬病予防注射済票」の同時交付を行っています。
- ※市外の注射済票が交付されない病院で接種した場合は、環境対策課に注射済証明書をお持ちの上、必ず注射済票(骨型のマーク)の交付を受けてください。
- この交付を受けないと手続完了となりません。
- ※その他、犬の死亡や登録内容に変更が生じたときにも届出が必要です。

飼い主の皆さまへ

フンや鳴き声、におい等の苦情が寄せられています。フンは自分の敷地内で済ませましょう。また、散歩のときにはフンの処理道具を携帯し、必ず飼い主が持ち帰りましょう。

放し飼いをしては いけません!

家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずひも(リード等)をつけましょう。小型犬であっても、犬が苦手な方にとっては、放し飼いの犬は恐怖の対象になり得ます。自分のことだけでなく周りの人のことも考えた節度ある行動を心がけましょう。

必ず鑑札・注射済票をつけましょう。

首輪等に鑑札・注射済票をつけてください。万一、迷子になった場合や災害時に迷子札の役割も果たします。

※犬の登録や予防注射の未実施、鑑札・注射済票の未装着は狂犬病予防法違反になります。該当する場合は、20万円以下の罰金が規定されています。

平成 30 年度有料広告募集

広報しもだ 広告を掲載しませんか 市ホームページ

掲載号▶平成 30 年 5 月号から
掲載料▶1 枠 10,000 円 (1 か月)(縦 45mm× 横 85mm)
掲載枠▶最大 4 枠
月発行部数▶9,000 部

掲載期間▶平成 30 年 5 月 1 日から (1 か月単位)
掲載料▶1 枠 10,000 円 (ただし市内業者は 5,000 円)
掲載枠▶最大 5 枠
月平均アクセス数▶約 15,000 件

申込・問合せ先 統合政策課政策推進係 ☎22212

〜学生納付特例制度〜

4月から翌年3月を1年度とし、学生本人の前年所得に基づき保険料納付が猶予されます。

特例を受けられる所得のめやす
所得が118万円+(扶養親族等の数×38万円)より低い額以下の場合。
手続に必要なもの
年金手帳、在学期間がわかる在学証明書、又は学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写し、認め印

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料納付が経済的に困難な場合は免除となります。

前年所得が次の計算式で計算した金額範囲内の場合。
・全額免除
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
・4分の3免除
78万円+扶養親族等の数×38万円
・半額免除
118万円+扶養親族等の数×38万円
・4分の1免除
158万円+扶養親族等の数×38万円

手続に必要なもの
年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は

〜納付猶予制度〜

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、承認されると保険料納付が猶予されます。納付猶予となる所得のめやす
所得が(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円で計算した額以下の場合。
手続に必要なもの
年金手帳、本人が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

〜未納のままにしておく〜

障害や死亡等の不慮の事態が発生したとき、障害年金・遺族年金が受けられない場合があります。
老齢年金を将来的に受けられない場合があります。

問合せ先
市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎223922

国民健康保険の手続はご自分で!

3月から4月にかけては、就職や退職、住所変更などにより、健康保険が変更になることが多い季節です。

社会保険等の加入、脱退手続は職場が行いますが、国民健康保険は自分で手続を行わなければならないので、切替忘れのないようご注意ください。

○届出が遅れると
加入手続が遅れると、保険証がないため医療機関での支払が10割負担になります。国民健康保険税を数か月分まとめて納めなければならぬ可能性が出てきます。

また、脱退の手続が遅れると、国民健康保険税と社会保険料を二重に支払ってしまいうことありますので、ご注意ください。

〜国民健康保険の手続チェックリスト〜

□他の市区町村から転入した →加入手続(必要な物:身分証明書)	□他の市区町村へ転出する →脱退手続(必要な物:国保保険証)
□職場の保険をやめた(扶養含) →加入手続(必要な物:職場の保険をやめた証明書)	□職場の保険に加入した(扶養含) →脱退手続(必要な物:国保と職場の両方の保険証)
□大学などの進学のために転出する →切替手続(必要な物:国保保険証、学生証等)	□保険証をなくした →再発行手続(必要な物:身分証明書)

※年金の手続が必要になる場合もありますので、年金手帳もお持ちください。また、全ての手続において認め印が必要になりますのでご用意ください。

問合せ先
市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎223922

助けあい、支えあう「年金」ってとつても大事

〜国民年金には免除制度があります〜

20歳になると、学生であっても日本国内に住む方は公的年金に加入して国民年金保険料を納める義務があります。しかし、経済的に保険料納付が難しい場合、免除・猶予される制度があります。

※免除・猶予をご希望の方は、毎年申請が必要になります。※学生納付特例制度は、4月が申請開始月になりますのでご注意ください。

付が経済的に困難な場合は免除になります。

除となる所得のめやす
前年所得が次の計算式で計算した金額範囲内の場合。
・全額免除
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
・4分の3免除
78万円+扶養親族等の数×38万円
・半額免除
118万円+扶養親族等の数×38万円
・4分の1免除
158万円+扶養親族等の数×38万円

手続に必要なもの
年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

〜納付猶予制度〜
20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、承認されると保険料納付が猶予されます。納付猶予となる所得のめやす
所得が(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円で計算した額以下の場合。
手続に必要なもの
年金手帳、本人が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

問合せ先
市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎223922

国民健康保険の手続はご自分で!

3月から4月にかけては、就職や退職、住所変更などにより、健康保険が変更になることが多い季節です。

社会保険等の加入、脱退手続は職場が行いますが、国民健康保険は自分で手続を行わなければならないので、切替忘れのないようご注意ください。

○届出が遅れると
加入手続が遅れると、保険証がないため医療機関での支払が10割負担になります。国民健康保険税を数か月分まとめて納めなければならぬ可能性が出てきます。

また、脱退の手続が遅れると、国民健康保険税と社会保険料を二重に支払ってしまいうことありますので、ご注意ください。

○学生用の保険証
下田市外に住所を変更する学生のために、学生用の保険証を交付しています。該当する方は申請してください。

既に学生用の保険証を持っている方も、毎年4月に更新の手続が必要です。学生でなくなった場合は速やかに届出をお願いします。